

一般社団法人東京表具経師内装文化協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人東京表具経師内装文化協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的・事業)

第3条 当法人は、当法人の会員の技能・知識の向上及び会員の社会的経済的地位の向上を図るとともに、技能に対する社会的評価を高め、もって表具経師内装業界（表装、襖、内装、屏風、額、衝立等に係る事業を営む業界をいう。）の健全な発展と公共の利益に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 表具経師の社会的地位の向上、後継者育成のための啓発及び宣伝等の広報活動
- (2) 当法人の前身である任意団体によって設立された東京都認定職業訓練校（1966年：昭和41年創立）の運営並びに技能検定の普及、振興に関わる事業
- (3) 表具経師内装業界において、業績が顕著な功労者及び技能に卓越し、当法人の活動に功績のあった者に対する表彰制度の運営
- (4) 次に掲げる講習会の実施
 - ア 表具経師内装の技能検定に関する各種講習会
 - イ 文化財、美術品の修復及び修理に関する講習会
 - ウ その他表具経師内装の技術伝承に資するための講習会
- (5) 文化財修復・相談、受注等の協力及び関係行政機関及び関係諸団体との連絡調整
- (6) 技能グランプリ（表具・壁装職種）の実施及び運営協力
- (7) 表具経師内装技能に関する資料の収集及び提供並びに新技術の開発、指導、共同研究及びこれらに関する知的財産の保護、特許申請等の支援事業
- (8) 大学、職業訓練校、専門学校等教育機関に対する講師の紹介及び斡旋

- (9) 表具経師内装の技能手帳、技能士標示マーク等の普及及び頒布
- (10) 防火壁装事業に関する講習会の実施及び運営並びに防火ラベルの申請業務
- (11) 表具・経師・内装に関する事業者の交流会の開催
- (12) 各種税、保険等の手続の指導・相談及び支援事業
- (13) 当法人の会員の製作した作品・商品の普及、販売及び販売協力並びに当法人会員の内装、襖等の受注・施工等に関する営業活動の援助
- (14) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会 員

(会員の構成)

第5条 当法人の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第6条 当法人の会員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、会長の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、理事会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
- 3 既納の会費は、その理由のいかんを問わず、これを返還しないものとする。

(退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出して任意に退社することができる。

- 2 前項の場合、退会届を提出した会員は、退会届を提出した日の属する月の会費の納入義務を免れることができない。

(除名)

第 9 条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反する等除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第 49 条第 2 項に定める社員総会の決議（以下「特別決議」という。）によりその会員を除名することができる。

(会員資格の喪失)

第 10 条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 3 か月以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。

(会員名簿)

第 11 条 当法人は、会員の氏名又は名称（屋号を含む。）及び住所を記載した会員名簿を作成する。

(届出)

第 12 条 会員は、氏名、名称若しくは代表者又はその住所若しくは主たる事務所の所在地に変更があったときは、遅滞なく当法人に届け出なければならない。

第 3 章 社 員 総 会

(構成)

第 13 条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第 14 条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属

明細書の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第 15 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催するものとする。

(招集)

第 16 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、前項に規定する請求があったときは、その請求があった日から 30 日以内に社員総会を招集しなければならない。
- 4 社員総会を招集するには、会日より 1 週間前までに、各正会員に対して招集通知を発するものとする。

(議長)

第 17 条 社員総会の議長は、副会長の中から選出する。

(議決権)

第 18 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 19 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第 20 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 4 章 役 員

(役員)

第 21 条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 15 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち、1 名を代表理事とする。

3 代表理事を会長とし、理事のうち 2 名ないし 3 名を副会長、1 名ないし 2 名を専務理事、若干名を常務理事とすることができる。

(役員の選任)

第 22 条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって選定する。

3 専務理事及び常務理事は、会長が理事の中から指名する。

4 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定めた順序に従い、その職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐する。

5 常務理事は、理事会において決定した業務を遂行する。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 第21条第1項に定める理事又は監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の特別決議により解任することができる。ただし、その役員に対し社員総会の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められたとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。

(役員の報酬)

第27条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(責任の一部免除及び限定)

第28条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

- 2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事及び当法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限

度額は 100 万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 5 章 理事会

(構成)

第 29 条 当法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、法令及びこの定款に定めるもののほか、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行及び監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 前項のほか、会長は、理事の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面による開催請求があったときは、その請求があった日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 34 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第 36 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるものほか、理事会の規則で定める。

第 6 章 基 金

(基金の拠出等)

第 37 条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 38 条 当法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算の作成)

第 39 条 会長は、毎事業年度開始前に当法人の事業計画案及びそれに伴う収支予算案を作成し、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。

2 前項の書類は、主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 40 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第 8 章 定款の変更、解散及び清算

(定款変更)

第 41 条 この定款は、社員総会の特別決議によって変更することができる。

(解散)

第 42 条 当法人は、社員総会の特別決議によって、解散することができる。

(残余財産の帰属)

第 43 条 当法人が解散等によって清算する場合において有する残余財産の帰属は、社員総会の決議によって定める。

第 9 章 附 則

(最初の事業年度)

第 44 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 29 年 6 月 30 日までとする。

(設立時の役員)

第 45 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。